

茅野市民営上水道事業統合可能性調査 (調査対象箇所：上下水道事業)

【調査主体】茅野市

調査対象事業の概要／施設の概要

- 茅野市水道事業
 - ・ 概要:計画給水人口 52,800人、計画一日最大給水量 37,500m³/日
- 茅野市下水道事業
 - ・ 概要:事業計画 2,809ha(整備済 2,574.5ha)、普及率 96.7%
- 茅野市内における民営の水道事業 ※()内は計画給水人口及び計画一日最大給水量
 - ・ 東洋観光事業(株)水道事業(8,000人、3,200m³/日)
 - ・ (株)蓼科ビレッジ水道事業 (12,000人、4,450m³/日)
 - ・ (株)三井の森水道事業 (7,058人、3,098m³/日)
 - ・ 東急不動産(株)水道事業 (10,000人、3,400m³/日)
 - ・ 鹿島リゾート(株)水道事業 (6,516人、1,600m³/日)

検討経緯等

- 平成23年 : 茅野市水道事業について水道ビジョンを策定
平成30年度: 民営水道事業の老朽化対応策について、市と民営水道事業者にて国および県と協議
- : 一部の民営水道事業者において今後の整備計画等を策定
: 茅野市水道ビジョンを改訂(更新需要の将来見通し、投資計画・財政計画を踏まえた水道施設整備計画を策定)
- 令和2年2月 : 茅野市民営上水道事業統合可能性調査を実施し、コンセプションを活用した、民営水道事業統合の可能性が見出せる結果が得られた

事業化に向けて解決すべき課題及び検討すべき内容

<水道事業の統合および事業化に向けて解決すべき課題>

全国に9事業存在する民営の水道事業のうち、5事業が茅野市に存在し、いずれも開始から約50年が経過していることから老朽化が深刻な状況にある。住民生活インフラの維持の面から当市による事業統合も一つの対応策と考えられるが、安易な事業統合は市の水道事業経営を悪化させる懸念があることから、民営水道事業の現状施設状況の確認と経営上の課題等を明らかにしたうえで、適切かつ実現可能な事業統合の方法について検討が必要となる。

また、民営水道事業の市水道への統合は、当市にとって管理対象施設の増加となり、一方で現状の職員数のままでは、水道の安定実施に向けて十分な管理が行えない懸念がある。加えて当該地域において未接続の状態となっている下水道事業についても、状況の把握と接続における影響を検討する必要がある、上下水道事業における官民連携手法による課題解消が求められる。

<課題解決のために調査・検討する内容>

1. 民営水道各社の統合メリット・デメリットの整理
2. 統合手続きの検討
3. 関係者間の合意、協議方法の検討
4. 事業統合と公募における条件整理
5. 下水道事業の接続検討

茅野市民営上水道事業統合可能性調査 (調査対象箇所：上下水道事業)

【調査主体】茅野市

調査の流れ／調査内容

1. デューディリジェンス(民営上水道基礎資料整理)
 資産・法務・財務等の基礎資料精査: 契約・許認可等の確認、
 法務上留意事項整理、現状リスクの整理、施設健全度調査、
 施設基準の調査等
 将来推計: 国庫補助対象の想定、更新需要額、設備投資計画
 の精査等

→現状把握と将来推計に必要な情報を整理

2. 導入可能性調査

- ・事業における課題の抽出と対応手法の検討
- ・各種リスク抽出と適切な官民負担の検討
- ・SPCの運営形態や運営権設定範囲の整理
- ・事業譲渡価格の試算
- ・広域化の検討
- ・民間企業の意向調査

→官民連携の可能性を検討

3. 下水道事業検討

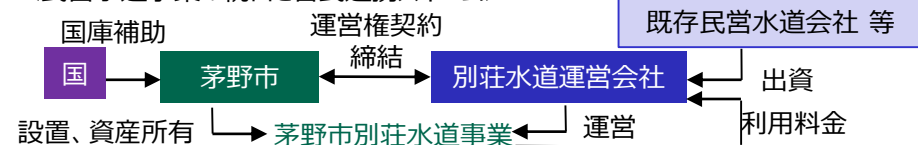
- ・未接続別荘地の現状把握
- ・下水道接続の場合の市への影響把握

→下水道事業の現状整理と接続時における影響把握

事業化検討

官民連携の対象となる民営水道事業を一体的に市水道事業として新設し、コンセッションの活用による運営により対象の別荘地域における水道事業の経営安定化と、市における将来的な簡易水道との統合に繋げる。

＜民営水道事業の統合と官民連携スキーム＞



コンセッション活用により、現状と同等のサービス内容・水準が維持され、国庫補助充当による適切な更新投資の実施が可能となる。

想定される課題

- ✓ 複数の民営水道事業者を一体的に統合するために、関係各者との協議が必要
- ✓ 事業統合における、関係各者が合意できる譲渡額の精査が必要
- ✓ 対象事業、補助対象工事の検討及び精査が必要
- ✓ 公募にあたって、既存民営水道事業者の関与方法の検討が必要
- ✓ 事業統合に伴う譲渡手続きと、事業認可手続き、運営権に関する手続きを同時に進める必要がある

今後の進め方

当該年度	+1年度	+2年度	+3年度	+4年度
・導入可能性調査	・収支計画、投資計画の精査 ・公募準備 ・創設認可申請準備	・公募実施 ・優先交渉権者選定 ・給水条例案	・実施契約締結 ・引継	・事業開始

検討結果を踏まえ民間水道事業者との合意に向けた協議会を設置し、4年後を目途とした令和5年度より新たな形態での事業開始を目指す。